

自転車が歩道を通行できる場合でも、 守るべき交通ルールがあります

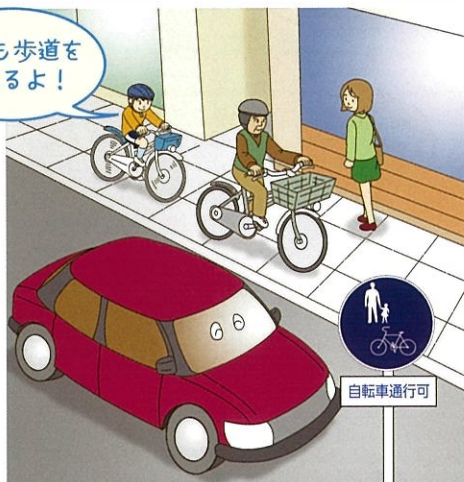
普通

自転車は次のような場合には歩道を通行することができます

- 自転車歩道通行可の標識等がある場合
- 自転車の運転者が…
 - ・13歳未満の子ども
 - ・70歳以上の高齢者
 - ・身体の不自由な人
 - …の場合
- 道路工事をしていたり、車の交通量が多いなど、
車道を安全に通行することができない場合



ぼくも歩道を
通れるよ！



普通自転車の歩道通行

道路交通法第63条の4第1項
道路交通法施行令第26条

※普通自転車とは：

車体の大きさ及び構造が道路交通法施行規則第9条の2の2で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの。

(道路交通法施行規則第9条の2の2とは：冊子の最後に添付の資料をご覧ください。)

歩道を通行するときの注意点

- 歩道は歩行者が優先です！歩行者の邪魔にならないよう運転し、歩行者が前にいるときは一時停止しましょう。
- 歩道を走る時は、歩道の真ん中よりも車道寄りを走りましょう。
- 歩道で他の自転車とすれ違うときは、相手を右側に見るようにすれ違います。
- 歩いている人がたくさんいる場所では、自転車を押して歩きましょう。



歩道通行の方法

道路交通法第63条の4第2項
罰則：2万円以下の罰金又は料

交差点の通行・横断にも交通ルールがあります

信号は必ず守りましょう

「歩行者・自転車専用」の表示板が設置されている場合は、その信号機に従います。

信号機の信号等に従う義務

道路交通法第7条

罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



自転車は自転車横断帯を通行しましょう

交差点やその近くに自転車横断帯がある場合は、その自転車横断帯を通行しましょう。

ここを通らないとダメ!

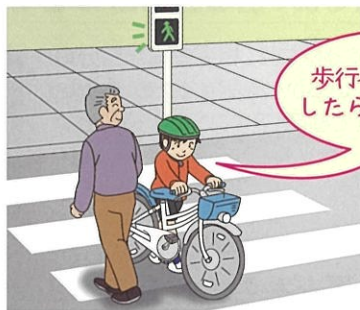


自転車の横断の方法

交差点における自転車の通行方法

道路交通法第63条の6、第63条の7

横断歩道は歩行者のための場所です。歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。



「止まれ」の標識がある交差点では、必ず一時停止

一時停止の標識がある交差点では、必ず止まって左右を良く見て、人や車が来ていないかを確認しましょう。

自転車の交通事故のほとんどは交差点付近で起こります。また最も多い事故は交差点での出会い頭の衝突です。交差点では必ず左右の確認をして、人や車が来ていないかを確認しましょう。



指定場所における一時停止

道路交通法第43条

罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

交差点では、特に気をつけよう

まがろうとする車に注意!

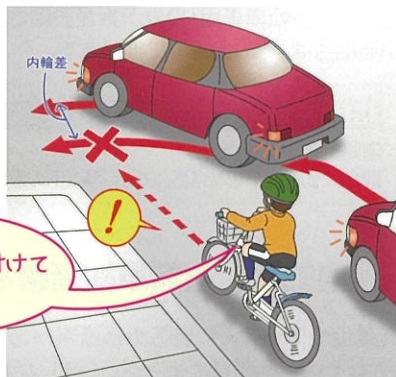
自転車が交差点を通るときに、左にまがろうとする車に巻き込まれる危険があります。

このような時は、車の内輪差に気をつけて一時停止し、車を先に行かせましょう。

また、交差点を右にまがる時には、前の方から車が来ていないかを注意しましょう。

※内輪差…車がまがる時、後輪は前輪よりも内側を通ります。内輪差は車が大きくなるほど大きくなり危険です。また大型車の左側は、運転手から見えにくいので、大型車の左側に並んで一時停止することは非常に危険です。

内輪差に気をつけて
一時停止!



交差点では、目と目を合わせてアイコンタクト

交差点を通行する際には、相手の車が自分の存在に気付いているかを確認するため、お互い目と目を合わせて確認(アイコンタクト)しましょう。



大人も子どもも命を守るヘルメットを着用しましょう

改正道路交通法により、全年齢でヘルメットの着用が努力義務となりました。あなたや、あなたの大切な家族の命を守るヘルメットを着用しましょう。

自転車の運転者等の遵守事項

道路交通法第63条の11

